

第 2 回 公契約審議会 平成 28 年 3 月 11 日（金）午後 3 時～午後 5 時 東 41 会議室	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、清水委員、長坂委員、中原委員
事務局	鈴木財務部長・榎本契約検査課長・宮地契約検査課主幹、本多契約検査課長補佐
契約検査課長 石原会長 主幹 石原会長 各委員 石原会長 主幹 委員 委員 契約検査課長	開会宣言 挨拶 （議題 1. 前回審議会の確認事項について） 別紙のとおり説明（資料 1（1）公契約審議会運営要領（公開について）） 質問・意見ありませんか。 異議なし それでは次の議題に移らせていただきます。（2）労働環境確認書について、事務局より説明をお願いします。 別紙のとおり説明（資料 1（2）労働環境確認書） 公契約条例を守ることでダンピングでの受注がなくなり、労働者に利益が分配され、企業側も利益が確保できるものの、結果的に市の財政負担が増えるが、市の立場からやむなしとのことで理解した。また、このチェックシートで大丈夫かという面はあるが、市が労働基準監督署の代わりはできないため、実効性を確保できる運営は限界がある。市が同様な運営を目指すのであれば、悪質な業者の入札排除等により機能すると思う。公契約の相手方へは、あくまで任意の協力を求める中で、公契約の意義を求めるしかない。問題があれば改善するのは当然だが、以上から、スタートとしてはこのぐらいでいいのではないかと。 信用していないわけではないが、はい、いいえただと問題があると思う。愛知県初ということで、運営の中で確認していけばよい。1年間見ていく中で、何らかの形で就業規則を見たいという思いはある。 労働環境確認書の周知徹底に関して、下請負者への要請等が今回 2 項目となったが、選択肢の基準がわからないという質問が出てくるのではないかと。項目の狙いやチェック内容等を伝えてほしい。また、下請業者がそのさらに下請業者にどう説明すればいいかと市から説明してほしい。 事業者がその下請け業者に説明する場合、言葉だけでは難しいと思う

委員	<p>ため、市で用意したリーフレットで業者間でも説明ができるようにしたい。また、業者にそのリーフレットを見て内容を確認してもらい、契約をしていくような形にしたい。</p>
石原会長	<p>そういう資料があると説明しやすいため、市には工夫してほしい。</p> <p>答申内容について委員の皆様にご了解いただくわけだが、答申をまとめる際は、事業者側と労働者側で、よきコンセンサスに基づき作成したということが、今後の諸般の中で重要だと思う。基本は、この議題における当初の委員の意見でいいと思うが、次の委員の就業規則添付等で実効性を担保したいという意見もある。当初の委員の意見で示唆された内容、設定で会議を進めていくが、場合によっては、就業規則についても答申に数行追加して確認する形としたい。</p>
石原会長	<p>(議題2. 入札制度改正について)</p> <p>それでは次の議題に移らせていただきます。議題2. 入札制度改正について、事務局より説明をお願いします。</p>
主幹 委員	<p>別紙のとおり説明(資料2)</p> <p>前回会議でもこの点は業界で注目していると発言したが、考慮していただけるというのはありがたい。この基準が適正かどうかは一概には言えないが、県に準じているのは業界としてもわかりやすい。また、地域性社会性の配点だが、この地域の土木業者の根本は、伊勢湾台風の災害復旧にあり、近年、東日本大震災があったため、防災意識の重要性が見直されている。防災、災害に対応できる力を地域が持っているかという観点は、常に重要に思っていたきたい。</p>
契約検査課長	<p>総合評価落札方式における地域性社会性の配点の中で、災害時応急対策業務協定という項目があり、協定があれば1点加点されるが、1点は一億円の工事の場合では百万円ぐらいの価値となる。また、自社の従業員で消防団員の方がいる場合に加入できる消防団協力事業所表示制度に該当する場合も0.5点の加点がある。災害に関する加点は合わせて1.5点となる。</p>
委員	<p>官公庁の案件は、オイルショックぐらいから発注が減ってきたため、妥当な金額で受注できれば妥当な賃金を払えたが、それが崩れてきた。平均の最低制限価格率が今回の改正で上がるということは、企業としてありがたい。</p>
石原会長 課長補佐	<p>一般管理費等の間接費的な経費の係数がなぜここまで低かったのか。地方自治法施行令では、当初は、この設定の目的が品質確保だったため、直接関連する直接工事費が高くなっていたが、それだけでは、担</p>

石原会長	<p>い手の不足など、長期的に見て品質が確保できないと考え方が変わってきて、間接費等の経費の係数が徐々に上がってきている。</p> <p>入札制度改正の内容や方向について、資料の内容を認識いただきたい。次の議題に移らせていただきます。</p>
石原会長 課長補佐 委員	<p>(議題3. 労働報酬下限額について)</p> <p>3の議題は、一つずつ議論していきたい。まず(1) 工事請負契約について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>別紙のとおり説明(資料3(1) 工事請負契約)</p> <p>労働報酬下限額における市の考え方、根拠のところで、最初に事業者にとって無理のない範囲という文言だが、この75%は無理がないという意味なのか、または適正な基準なのか。労働者から見て、市の発注案件は、民間と比べ単価が少しでも高くという思いがある。この数値は私の想定額より低かった。この額が建設業界では適正なのかかわからないので教えてほしいし、入札制度改正で受注額も上がる状況の中で、この75%が適正かということも教えてほしい。</p>
石原会長 契約検査課長	<p>事業者にとって無理がない範囲という書き方は、立場が違えば受け取り方は違うと思うがどうか。</p> <p>豊橋市は、この審議会の前段階である懇談会において、最終的に基本条例ではなく公契約条例を選んだが、労働環境の確保の面でかなり進んだ条例ができたと思っている。その面から事業者にとって無理がないという事業者側への配慮からその表現としたが、労働者側からのアプローチとしては、適正な労働環境の確保などの言葉を答申の中に入れて反映させることが必要と考えている。</p>
石原会長	<p>75%の根拠は、資料2ページの表において、豊橋市で一番多い小企業の若年層の数値というのが市としての考えだが、我孫子市と直方市では80%である。今回、例えば80%とした場合、事業者側から見て支払う金額は上がるのか。実際の影響はほとんどないのではないか。75%というのは、労働者側から見て、他市と比べると厳しいスタートだと思うがどうか。先行事例の中では一番低い。</p>
委員	<p>受注する際に事業者側が一番不安に思うことは、労働者の賃金を80、90%などで支払う意識が下層の下請業者へも伝わるため、その経費も確保しなければならないことである。現時点では、この基準が続く前提ではなく、変更する可能性もあるということなので、最初はこの基準でどうかという市の意見として理解している。</p>
委員	<p>他市の状況を見ると、関東圏が非常に高く、また野田市のように途中</p>

	<p>で85%へステップアップした事例もあるが、私としては、最低でも80%から初めてほしいという思いがある。また、公契約のスタートが、労働者、企業、市の全者にとってよきこととすべきということが一番主眼だとしたら、他の先行都市よりも低いのが腑に落ちないし、労働報酬下限額を導入すること自体が政治的だと思う反面、導入するのであれば他都市と比べて遜色のない基準としてほしい。</p>
<p>石原会長 部長</p>	<p>入札制度改正は現在確定ではないか。 今年度で確定する。</p>
<p>石原会長 部長</p>	<p>調整役として案だが、一般管理費の0.55を0.6とし、労働報酬下限額を80%に上げるのはどうか。事業者側にとっては最低制限価格が上がれば利益が上がるものの、市の負担は増えることになるが。根拠が他都市の状況だけでは足りないと判断し、実態の状況も資料とした。無理がないという思いからこの基準でスタートするという案を作成したが、あとは、事業者側が実際に支払い可能か、確認していただき、意見をいただきたい。</p>
<p>石原会長</p>	<p>現状、若年層の雇用やワーキングプアという問題もある状況をふまえると、最低という観点では資料にあるように現状75%かもしれないが、豊橋市では、諸般の事情をふまえて80%ではどうか。ちなみに、一般管理費の掛け率の0.3から0.55に上げるのはどういった理由からか。</p>
<p>課長補佐 契約検査課長</p>	<p>基本的には、国が示している標準的な算定式に合わせて引き上げたという形になるが、国、愛知県及び全国的に同基準が多数を占めている。政令指定都市では80%以上が同基準である。市内業者は国、愛知県、豊橋市のいずれの入札にも参加することがありえるため、全て同基準で参加できるのは、わかりやすいというメリットがあると思われる。</p>
<p>石原会長</p>	<p>入札制度は議決事項ではないため、一般管理費の0.55を0.6とし、労働報酬下限額を80%に上げるのはどうか。ただ、それが困難な場合、75%では労働者側としては納得しがたいと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>75%とした根拠を理解できる部分もあるが、先行都市の野田市が当初80%だったということもあるので、せめて80%ではないか、少し安全運転を意識しすぎではないかと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>一般的には、繁忙期などは元請業者は下請け業者に通常より多く支払うが、親方に支払うため、その従業員の給与が平時より上がっていると保証できない。ただ、多く払わなければ人が集まらない状況なので、何か刺激する必要があるとも思う。また、中間業者があまり利益を取りすぎないでほしいと思う時もある。</p>

石原会長	下請け業者が何層にもなると難しい点があるということだが、市としてはどうか。
契約検査課長	設計労務単価の率についてはかなり議論を重ねてきた。建設業は重層的な業界なので、下層の業者まで賃金上昇は難しいということだが、賃金が上昇しない業者は排除される可能性もある。
石原会長	ただ、中間業者における管理部門の従業員への経費も必要である。そこを市としてどう思うか。難しいのは、元請から下請けではなく、そこから下層の業者ほど最低賃金が問題となりやすいと思うので、下層業者の意識が変わるような何かができればいいと思う。
部長	そういう点では、今回の制度改正で、最低制限価格について平均71%から86%へと大きく上げるため、市としては大きく踏み込んだということを検討していただきたい。
石原会長	労働者側としては、75%ではなく、80、85%を市は考えてほしいと答申の中に入れた方がよいと思う。また、事業者側では、下請業者の下層でも75%以上の賃金が担保できるような運用を市としてできればよいと思う。また、例えば、公益通報制度は基本的には組織内を対象だが、そういった既存の制度を組み合わせ、労働者の立場を守ることができるような文章を答申に入れたいと思う。
契約検査課長	例えば、労働者側からの申し出により市が事業所へ立入調査することについては条例で記述しているが、今考えているのは、リーフレットにて、労働者が、事業者を経由せず市へ直接申し出ができる電話番号を記載するように検討している。
委員	どうしても75%という数値が問題というわけではなく、この金額自体が、働くうえで妥当な金額か議論したい。この金額が妥当であり、労働報酬下限額として75%が適正ということであれば、納得ができる。他都市では80%、90%で妥当という判断で運用されていると思うが、豊橋市では、入札制度なども改正したうえで、下層の下請業者でも75%が妥当かという点をまず押さえない。妥当であれば75%で導入し、さらに上積みを目指す形であれば納得できる。
課長補佐	そもそも設計労務単価は、労働者平均額で設定されていると思う。また、特に若年層の賃金について、特定公契約の工事に関わったからすぐに月給が上がることは恐らくないため、まずは75%で開始し、条例が浸透してくれば、賃金水準が上がってくると思うので、最終的には、率が上がっても業者は無理なく対応できると考え、この率とした。なお、設計労務単価は近年急激に上昇しているが、労働者の月給がその上昇に合わせて数年で2、3割上昇しているとは考えにくいので、

<p>部長</p>	<p>その上昇幅に月給が追いつくまでの猶予期間という意味合いも考え、今回は低めの案を提示させていただいた。</p>
<p>石原会長</p>	<p>実際の賃金額について市もデータがなく、設計労務単価などの公表されている数値を基にするしかない。事業者側も、下請業者でも下層にいくほど状況が不安になると思う。同じ話の繰り返しで申し訳ないが、スタートはこの程度とさせていただいて、運用の中で、元請業者が公契約について下請業者に説明する機会を通して浸透していき、下限の割合もステップアップできればと思う。摘発が主眼ではなく、賃金に金額をかけられるような額で市も発注するため、事業者は労働者に適正に払っていただき、労働者はその分多めに生活などで使っていただきたいというのが主眼なので、できれば長い目で見ていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>仮に75%であっても、最初のステップと捉えると大きな進歩だ。ただ、運用上の問題点は、チェックシートの16, 17番になると思うので、市は労働基準監督署ではないが、市としての裁量の範囲で努力すべきというやや強めの表現を答申に入れることとセットで、75%というのはいかがでしょうか。</p>
<p>主幹 委員</p>	<p>工事完了後の工事成績において、施工体制の評価は、公契約条例の内容と関連するのかわ。</p>
<p>部長 石原会長</p>	<p>現在の評価項目には、そこまでの内容は含まれていない。</p>
<p>委員</p>	<p>例えば賃金水準が高ければ加点が増えるという評価があれば、元請は敏感に反応する。</p>
<p>石原会長 委員 契約検査課長</p>	<p>審議会の意見として提出いただければ、市としても検討できる。</p>
<p>石原会長</p>	<p>加点対象となれば、賃金面で前向きな対応の余地があるようなので、答申の中では、75%だけが独り歩きしないよう留意して、75%としたいと思うがどうか。</p>
<p>委員</p>	<p>下限額はあくまで最低額に過ぎないが、その額だけ払えばいいという考え方が下層まで浸透してしまう恐れがあるので、その額以上払うのが望ましいという表現にしてほしい。</p>
<p>石原会長</p>	<p>それは主旨から考えれば答申には入る。</p>
<p>委員</p>	<p>野田市が80%から85%に上がったのは何年かかったか。</p>
<p>石原会長</p>	<p>野田市は、当初は平成22年4月で、平成24年10月に85%になっているので、約2年半かかっている。</p>
<p>石原会長</p>	<p>それでは、補足、質問等があれば事務局に問い合わせさせていただくこととして、工事請負については、答申では、設計労務単価の75%とします。次に(2)工事請負以外の契約(業務委託契約・指定管理協定)について、事務局よりご説明をお願いします。</p>

課長補佐	別紙のとおり説明（資料3（2）工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定））
委員	最低賃金が改定された場合は、今の案だと15円上積みということか。
課長補佐	そのような答申をいただくと、そのようになる。
石原会長	業務委託と指定管理は、セットの自治体が多いのか。
課長補佐	基本的には同一単価の自治体が多い。
石原会長	なぜ15円か。
部長	資料の5ページの上の表で、生活保護基準のように算出結果が最低賃金を下回る対象外のものを除くと、他都市の状況は下の表になるため、下の表を参考とした。
石原会長	下の表を見ると、直感的には25円が理解しやすいが、なぜ15円か。
部長	先ほどと同様で、スタートをこの程度として、どれくらい影響がでるか運用の中で確認したいためである。
石原会長	指定管理の場合、人件費を計算する際にこの金額が基準単価になるのか。
委員	職種によって単価が違うので、どこを基準とすべきかと考えると、最低賃金を基準として25円上積みの算出方法のように中間を基準というのはいかがでしょうか。
契約検査課長	職種の対象範囲を設定したのは、例えばシステムエンジニアのようにそもそも単価が高い職種は不要だが、豊橋市でよく低入札となる職種は、大きく分けて2つあり、一つは清掃関係で、資格が不要でパート等の臨時職員が多いからという理由が挙げられ、最低賃金での人件費計算をされている。もう一つは給食で、こちらも落札率が低いですが、これは、他都市も同様だが臨時職員が多いため、以上からこれらの職種を主な対象範囲としている。ただ、有資格者が必要な職種は、条例で定める下限額案を大きく上回っている。
委員	工事の下限額は、他都市の状況ではなく、統計調査結果を根拠として75%としたが、委託の場合は、他都市の状況を見た算出方法なので、金額の問題以前に、これだけでは根拠が弱いという印象を受ける。
石原会長	以前は、都市部では最低賃金より生活保護基準が高いという逆転現象があったので、そこから最低賃金と公契約の問題が出てきた経緯がある。また、職種では、例えば清掃や学校給食では、臨時職員が最低賃金で労働している場合が他自治体でも多いと聞くので、最低賃金をどう判断するかということになると思う。ただ、行政としては、最小の経費で最大の効果という観点があるが、この資料で一番わかりやすいのは25円上積みのような気がする。答申を出す際に、なぜ15円か

<p>部長</p>	<p>という根拠が必要となる。</p> <p>15円というのは、資料の中で、他都市の引き上げ額で最小の上積み額を参考とした額である。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>委託は、工事よりも非常に多くの方が直接影響を受ける。清掃業務について市で労働者単価を調査した結果、非常に多くの方が最低賃金だった。最低賃金から1円、2円上げるにしても、事業者側はかなり反対が見込まれる。</p>
<p>石原会長</p>	<p>そのことを答申に入れるのはどうか。例えば、職種によって実態は最低賃金の労働者が多数占めているものがあり、そこから15円上積みしたという説明をすれば異論はない。</p>
<p>石原会長</p>	<p>それでは、(2) 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）については、15円上積みとする。次に(3) 未熟練者・年金受給者について、事務局よりご説明をお願いします。</p>
<p>課長補佐 石原会長</p>	<p>別紙のとおり説明（資料3(3) 未熟練者・年金受給者）</p> <p>労働報酬下限額が下がったことにより、未熟練者の金額が地域別最低賃金を下回った場合は地域別最低賃金か。</p>
<p>課長補佐 石原会長</p>	<p>もちろんそのようになる。</p> <p>では、意見等もないようですので、事務局案のとおりとします。</p> <p>これで労働報酬下限額については以上だが、重要なことなので、あらためて、事務局のほうからまとめた内容を確認をお願いします。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>それでは、本日の結論を確認します。</p> <p>工事請負契約については、設計労務単価の75%とします。次に、工事請負以外の契約については、最低賃金の820円に15円を上積みした835円で答申案を用意します。最後に、未熟練者、年金受給者等については、工事の場合は、設計労務単価における軽作業員労働報酬下限額の65%、委託業務の場合は、最低賃金を労働報酬下限額とするという答申案を用意します。</p>
<p>石原会長</p>	<p>以上の3点が今回の答申の要の部分となる。労働者側からも、事業者側からも多くの意見があったが、一番大きな点は、今回はスタートであり、75%などの基準から開始することを明記すること、それから、労働基準確認書の16番、17番がしっかり守られるように市として配慮してほしいこと。また、努力している企業については、将来の入札等に有利になる対応をしてほしいことを是非強めの書き方をしてほしい。また、条例の内容について、特定公契約の範囲内の労働者がおかしいと思った場合には、市に直接申し出ができる機会があることの周知徹底と、以上について、委員から強く希望がありましたので、答</p>

